

2013年9月1日堀部政男情報法研究会

## 行政手続番号法の基本理念 —英国2006年IDカード法の制定と廃止を踏まえて—

筑波大学図書館情報メディア系  
准教授 石井夏生利

1

### 検討の趣旨

- ・個人情報の正確性及び最新性は、番号制度の「同一人確認」という制度目的を達成させるためには必須。
- ・「国家管理への懸念」や、「個人情報の追跡・突合に対する懸念」は、正確性と最新性が高まるほど顕著化。
- ・正確性・最新性を突き進めた結果、制度の廃止に追い込まれたのが英国のIDカード法。



- ✓ 英国の2006年IDカード法廃止から得られる示唆
- ✓ 日本の行政手続番号法の理念に照らして留意すべき事項

2

## 2006年IDカード法の制定

- 2001年9月11日の米国同時多発テロを受けて議論開始。
- 2004年11月に法案提出(一旦廃案となり、再提出)
- 保守党と自由民主党が反対
- 貴族院で5回にわたり否決
- 妥協の末、2006年3月30日に成立
- 「IDカード法」という名称ではあるが、実際は、政府による全国民の個人情報データベースを新規に設置・管理。

3

## IDカード法の目的

- 個人が、自らに関する事項を他者に証明すること
- 「公共の利益」のための本人確認を行うこと



- ✓国家安全の利益(テロ防止)
- ✓犯罪の予防又は捜査(なりすまし含む)
- ✓出入国管理
- ✓不法就労又は不法雇用の禁止
- ✓公共サービスの効率的かつ効果的な提供

4

## 国家ID登録簿

- 個人情報(Personal information)
- 本人確認情報(Identifying information)
- 在留資格(Residential status)
- 個人参照番号等(Personal reference numbers etc.)
- 記録履歴(Record history)
- 登録及びIDカードの履歴(Registration and ID card history)
- 証明情報(Validation information)
- セキュリティ情報(Security information)
- 情報提供に関する記録(Records of provision of information)

5

## 任意登録から義務登録へ

- 任意登録の段階：運転免許証やパスポートの新規発行又は更新の場合を除き、登録は任意
- 義務登録の段階：制度普及に伴い登録を義務化



- ✓ 法案の検討段階から、義務化の時期が問題に。
- ✓ 法律制定時は2010年からの義務化で合意
- ✓ 制度の実施は当初予定より遅延。

6

## IDカード



英国市民向け



英国に住むEEA市民向け



外国人向け

2008年11月に  
発行開始

Passport & Identity Service. What to look out for: A guide to the identity card's security features.  
[http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20100304151554/http://ips.gov.uk/cps/files/ips/live/assets/documents/id\\_card\\_security\\_guide\\_low.pdf](http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20100304151554/http://ips.gov.uk/cps/files/ips/live/assets/documents/id_card_security_guide_low.pdf). 7

## IDカード制度への反対

- **高額な費用**: 2002年7月の政府試算によると、10年間で約15億ポンド。2007年11月段階の修正では、10年間で約56億1200万ポンド。
- **市民的権利の侵害**: 個人データの侵害等
- **実効性への疑問**: ID制度の悪用、ランダムなテロ攻撃、IDカードの抑止手段としての効果、身元詐称問題の重要性等…



2010年5月、労働党から保守・自由民主党へと政権が交代し、2006年IDカード法は廃止

## データ保護の懸念

- IDカード制度の本質は「国家ID登録簿」制度である。
- カードを確認するとデータの痕跡が記録され、個人の生活態様に関する詳細な事実が蓄積される。
- IDカード及び国家ID登録簿の「目的外利用」の危険性がある。
- パスポートや運転免許証更新時にはIDカードの申請が義務づけられ、「任意」ではない。

9

## IDカード法廃止の教訓

- 中央データベースでの徹底的な一元管理への反発
- 実際は義務的色彩の強い「任意」登録制度
- 費用対効果
- データ保護
- 法の目的に照らした手段の実効性
- 目的外利用への懸念

10

## 日本の場合

- 分散管理
- 個人番号の利用範囲、特定個人情報の提供制限
- 申請による個人番号カードの取得
- 費用対効果は不明
- 個人情報保護法制よりも厳格な保護措置
- 社会保障・税分野でのメリットの実効性
- **制度拡大と法改正**

11

## 正確性・最新性の程度

- 「データの痕跡が記録され、個人の生活態様に関する詳細な事実が蓄積される」という英国の懸念
- 「番号」を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ…集積・集約された個人情報によって、本人が意図しない形の個人像が構築されたり、特定の個人が選別されて差別的に取り扱われたりするのではないか」という日本の懸念

12